

令和4年第3回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第3日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和4年9月16日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）
議第114号 令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（9名）
- | | | | |
|------------|-------|-----|--------|
| 1番 | 菅井晋一君 | 2番 | 富樫雅男君 |
| 3番 | 鈴木好彦君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 鈴木一之君 |
| 7番 | 長谷川孝君 | 委員長 | 大滝国吉君 |
| 副委員長 小杉武仁君 | | | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（3名）
上村正朗君 高田晃君 渡辺昌君
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|------------|-------|
| 副市長 | 忠聡君 |
| 税務課長 | 大滝慈光君 |
| 同課収納対策室長 | 東海林肇君 |
| 市民課長 | 板垣敏幸君 |
| 同課市民年金室長 | 小川一幸君 |
| 同課生活人権室長 | 前川龍也君 |
| 同課自治振興室長 | 佐藤克也君 |
| 環境課長 | 瀬賀豪君 |
| 同課生活環境室長 | 本間研二君 |
| 同課生活環境室副参事 | 鈴木義貴君 |
| 同課環境政策室長 | 大滝誓生君 |
- 10 議会事務局職員
- | | |
|----|------|
| 局長 | 内山治夫 |
| 書記 | 菅井洋子 |

（午前10時00分）

特別委員長（大滝国吉君）開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務についての税務課、市民課及び環境課所管分について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には常任委員長、副分科会長には常任副委員長を充て議事運営を行う

こととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長（長谷川 孝君）市民厚生分科会の開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第5 議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）のうち市民厚生分科会所管分についての市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（市民課長 板垣敏幸君、環境課長 瀬賀 豪君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

（説明）

市民 課長 それでは、9 P、10 Pをお開きください。15款2項1目総務費国庫補助金、1、総務管理費補助金、1、空き家対策総合支援事業補助金として577万1,000円を新規計上いたしましたものだ。これは歳出にも計上しているが、特定空き家の解体等の事業に対する国庫補助金の内示があったので、その補助金を計上するものである。以上だ。

第21款 諸収入

（説明）

市民 課長 それでは、11 P、12 Pお開きください。21款6項6目雑入、1、総務雑入である。1、建物解体費用負担金として145万1,000円を新規に計上するものである。これは、山北地域の北中生活改善センターが老朽化して危険であるため、解体工事を行うための設計業務委託を本定例会の補正予算に歳出に計上しているが、この施設がいがた岩船農業協同組合、旧黒川俣事務所として併設をした施設であるので、その費用を面積案分により負担をいただくものである。面積割合は、市が66%、JAが34%であって、設計業務委託料426万8,000円の34%、145万1,000円を負担いただくものだ。以上だ。

歳入

第15款 国庫支出金

（質疑）

木村 貞雄 これは、新規事業なのだけれども、補助割というか、空き家に対しての条件とか、そういうのはあるのか。

市民 課長 今回こちらのほうに計上しているのは、法定協議会という空き家対策協議会を今回村上市として設置をして、その中で倒壊等のおそれのある危険な空き家、こちらを特定空き家ということで認定をして、その空き家について解体をするというようなことで今計画をしているところであるので、それらについてこの空き家が該当するというふうな部分のそういう要件ではなく、協議会のほうの中で危険な空き家というふうな認定というか、認定は市長が行うところだが、協議会のほうの専門家の意

見を聞きながら特定空き家に認定して、そちらのほうで整備を進めていくというような順序になっている。

木村 貞雄
市民 課長
それで、例えば見積り取って、その金額を出して、その何%とか。
補助金のほうの算定については、工事費のほうについては、補助対象金額の0.8を掛けたものが補助対象、算出額というふうになるわけであって、その2分の1というふうなのが補助金の積算根拠になっている。実質4分の1というような格好になるが、それが解体工事に係る国からの補助金の割合であるし、設計費に関しては対象経費の2分の1が国庫補助金の対象となるということで積算をしている。

第21款 諸収入

(質 疑)

鈴木 好彦
建物解体費用負担金ということでこの金額が計上されているが、これは測量設計等という説明だが、解体工事部分についてもJAの負担が34%はあるのだろうか。

市民 課長
JAさんのほうと協定を結んでいて、設計及び解体工事に係る費用については面積案分でというようなことで覚書を取り交わして進めている。今回、今年度は設計業務について実施をする。予定としては、それを受けて新年度に、令和5年度に解体工事というようなことで予定しているので、そのときには同様の考え方で進めていくことになると思う。

鈴木 好彦
先にちょっと進んでしまうけれども、空き家対策の経費、歳出の中で設計料も計上され、工事請負費も計上されている。この工事請負費というのは別件なわけだね。今回の北中の物件ではないという理解でいいか。

市民 課長
そのとおりであって、さきの国庫補助金のほうの部分については特定空き家に関する部分の設計と、それから工事の歳入、また歳出のほうにも同様に計上している。これは、今年度中に特定空き家については設計して、解体工事まで実施するという計画であるし、北中の改善センターについては今年度設計業務を実施し、その設計を受けて新年度に解体工事を計上したいというふうに考えている。

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長
それでは、13P、14Pお聞きください。2款1項11目防犯対策費、1、空き家等管理不全防止対策経費であるが、2,198万3,000円の増額である。これは、歳入でも説明した特定空き家に認定した5軒の空き家について解体を行うための設計業務委託料469万6,000円と解体工事費として1,728万7,000円を計上したものである。次に、2款1項13目地域活性化推進費、1、協働のまちづくり推進事業経費、こちら426万8,000円の増額である。これを歳入で説明をした山北地域の北中生活改善センターの老朽化に伴う解体工事のための設計業務として426万8,000円を計上したものである。以上だ。

第4款 衛生費

(説 明)

環境 課長
4款2項2目塵芥処理費になる。こちらについては、財源更正ということであって、環境衛生基金から過疎債への財源更正4,350万円である。

歳出

第2款 総務費

(質 疑)

鈴木 好彦 北中の施設が設計し解体するという動きに入ったようだけれども、その後更地になる予定で、さらにその用途というか、あるいはJ Aとの関係もあるのかもしれないけれども、将来的な部分について何か構想あったらお聞かせください。

市民 課長 北中の改善センターについては、土地については村上市の土地である。解体後は更地にするというような計画である。そこについては、地理的にご存じかあれだが、旧黒川北小学校の近くであって、背後に山を抱えているような土地であって、なかなかほかの用途に活用というのが難しいような土地である。地元の北中集落の皆さんにも利活用についてお話を伺ったのだが、特に集落のほうでも活用の予定はないというようなことでお聞きをしている。冬期間降雪等かなりあるので、雪の排雪場所とかというふうな活用の方法は考えられるが、現時点において具体的な活用方法というのではない。

富樫 雅男 1つだけ、この空き家の件だ。14Pの防犯対策費。この前も議会で荒川1軒、神林1軒、朝日が3軒ということで、今回特定空き家に指定されて解体ということになるのだろうけれども、まだ特定空き家にはならないのだけれども、これかなりちょっと問題だなというものもいっぱいあるのではないかなと思っているのだけれども、そこら辺の調査は進められているのか。

市民 課長 特定空き家と今回認定したのはこの5軒である。委員おっしゃるようにそのほかにもかなり老朽化していて危険な家屋というのは私どもも承知をしている。基本的に空き家家屋については所有者の方に責任を持って管理をしていただくということが原則であるので、そういう老朽化した家屋についても所有者、相続人の方に適正な管理をお願いしているところであるが、相続人が不在とかというふうな物件もあって、それについては危険のないようにということで見回り等を行っている。今ほどご質問のそのほかの空き家の調査ということであるが、今年度空き家調査を実施していて、区長さんをお願いして集落地区内の空き家について外観でだが、調査をしていただいて、今集計をした。これから業者さんのほうに今度お願いして、不動産屋さんのほうにお願いして、具体的な調査を実施するというような段になっているので、その調査結果を踏まえて具体的に危険空き家がどの程度あるか、また活用のできる空き家がどの程度あるかというような集計が、ちょっと今回の災害の関係で若干スケジュールが遅れているが、年度内にはそれらの数が集計できるものというふうにご考えている。

富樫 雅男 ありがとうございます。おおよそどれくらいありそうか。できれば地区、地域別に。
市民 課長 これから詳細の調査になるわけだが、各集落から区長さんをお願いして上がってきた空き家ということでご出てきている数が全部で2,189軒であった。これ地区ごとに・・・

(「もしよろしかったら」と呼ぶ者あり)

市民 課長 こちらの内訳が、村上が1,010軒、荒川が228軒、神林が234軒、朝日が292軒、山北425軒、計2,189軒が空き家と思われるというようなことで上がってきている。これは、あくまでも外観であったり、区長さんの聞き取り等による調査であるので、これを基にして今後詳細調査を業者さんのほうにやっていただくという予定である。

菅井 晋一 大体富樫委員から聞いてもらったのだけれども、参考までに特定空き家は今は5軒しかないということだよ。いっぱいあるような気がするのだけれども、その辺どういう基準で特定空き家になるのか。毎年集落では空き家調査、うちの集落では二十何軒だかあるのだ。とても危なくてというような家がいっぱいあるのだけれども、その辺の基準というか。

市民 課長 ちょっと説明が不足していて申し訳ない。特定空き家というようなことで認定をするというのは、先ほど申し上げたように空き家等対策協議会を村上市のほうで設置をして、その中で専門家の方々にお集まりをいただいて、当該各物件について危険なので、これは特定空き家として認定すべきかどうかというふうなご意見を聞く。委員の皆さんからこれは特定空き家に認定すべきだというご意見をいただいた後、市長が特定空き家に認定するというようなフローになる。今回協議会のほうで5軒の案件を上程して、皆さんからその5軒については特定空き家に認定すべきだということのご意見をいただいたので、今回その5軒を特定空き家として認定をしたので、特定空き家に類するそういう危険な家屋というのは先ほども申し上げたようにまだ多数あるというふうに認識はしている。なので、それらの中から行政がやはり改修をしなければならないものとか、そういうふうな道路に面していて危険で、何か所も手を加えなければならないというようなものについて随時協議会の中で協議をいただいて特定空き家に認定していくというような形になる。なので、特定空き家がいっぱいあるというか、特定空き家に類する、そういう倒壊のおそれがあるとか、管理者が不在で管理がままならないというような空き家についてはそれなりの数があるというふうには認識しているが、それらを随時必要に応じて協議会の中で特定空き家に認定して、その管理をどのようにしていくかということ専門家のご意見を踏まえて検討していくというような格好になるものである。

菅井 晋一 分かった。今回解体する5軒については、所有者があると思うのだけれども、それらの方は全く負担するような、そういう仕組みというか、恐らく駄目だから市で解体するのだろうけれども、その辺の所有者の責任とか、それらというのはどうなるものだろうか。

市民 課長 今回特定空き家に認定した5軒について、そのうち3軒についてはもう全員が相続放棄をされていて、相続人はいないと、相続人不在というような状態になっている。あともう一軒は、弁護士の方が相続財産管理人ということで指定されていて、弁護士の方が管理を一応しているということであるし、もう一軒は相続人の方はいらっしゃるのだが、生活保護等受けていて、管理等もできない、施設にもう入所していて管理能力がないというような状態の物件であって、基本的に先ほど申し上げたが、所有者の方もしくは相続人の方がいらっしゃる管理ができる物件についてはこちらのほうから適正管理というものをお願いをしながら進めているということであるが、そういうふうにならない物件について今回のような手続をさせていただいているということである。

稲葉久美子 1つ伺いたいと思うのだけれども、空き家になっているというのもいろんな事情があって空き家になっているのだというふうに思う。特に自分で壊した場合には税金が、当然固定資産税が高くなるというのも大きい原因になっているのだろうと思うのだ。そういう意味で本当に誰も持ち主いないというのはまずないのではないかと、どこかでもう私は自己破産したのだから、あのうちは関係ないのだ、あの土地は関係ないのだと言ったら、いや、あくまでもそこに住んでいた人がやっぱり権利ある

のだということをおっしゃったことを聞いたことあるのだ。だから、あくまでもいろんな条件というのを考えるのはなかなか難しいなというのも一つはあると思うのだ。それで、少ない数であればいいけれども、2,500軒近くある中で、今5軒だけ取り壊しやるといっているので、これ出すようなことなのだけれども、本当にこの数をやるのであれば1年間にすごい数でやっていかないと間に合わない点ももちろんあるのでないかなというふうにも思うのだけれども、そこら辺の見通しとしてはどんなものなのだろうか。それともう一つは、今災害で、水害地でやっぱり空き家だったところでというのが聞いているのだけれども、そこら辺については手つかずでいれば、それこそ後々大変な思いするのではないかと思うのだけれども、そこら辺についてもどうなのだろうか。

市民 課長 先ほど申し上げた今回調査で2,189軒の空き家があるというふうに確認されたというのは、あくまでもそこに人が住んでいない空き家であって、優良なというか、すぐにでも住めるような空き家もあるし、今特定空き家に認定するような危険な空き家もあるということである。なので、これからこの2,189軒を詳細調査をして、優良な空き家、空き家バンクとかいろんなものに活用できる空き家、危険で倒壊のおそれのある空き家とかと、そういうふうな区分の中に整理をしようとするのがこれからの調査になるので、この2,000軒全てが危険な空き家ということでない。危険な空き家というのは非常に、非常にという言い方は悪いかもしれないが、そんなに多い数ではない。老朽化していて倒壊のおそれがあるというふうな部分のものについては当方でも承知をしているので、そういうものについては注意をしながら監視をしているというような状況である。あと、空き家が今回の災害等によって被害を受けているところもあるというふうなことであるが、先ほど来申し上げているように空き家になったとしてもあくまでも所有者、相続人の方が管理していただくのが第一原則であるので、もし管理不全の状況があれば区長さんなり近隣の住民の皆さんから情報をいただくので、その際には所有者、相続人の方をこちらのほうでお調べをして、当該の方にお手紙を出して、こういう状態なので管理をお願いしますというようなことでお知らせをして対応していただいているというような状況である。

富樫 雅男 1つ教えてください。最近こういう特定空き家の解体費用をいろんな市町村が、例えば50万円を上限に補助しようとか、または中の家財道具、関川村なんかもたしか20万円までだったかな、上限に補助するとか、そういうようなことをいろいろやっているのだけれども、市がそういう補助金を出した場合は国からの補助というのはあるのか。

長谷川分科会長 富樫委員、特定空き家のことを言っているのか、今。

富樫 雅男 特定空き家でなくても、一般的にもうちちょっと家を解体したいという場合に・・・

長谷川分科会長 特定空き家は、今の5軒のことを言っているわけだね。だから、そのほかのやつそういう助成金とかあるかどうかということなのか。

富樫 雅男 助成金制度を設けている市町村に対して国から補助があるのかということなのだけれども。

市民 課長 生活人権室長に答弁いたさせる。

生活人権室長 空き家の解体で国のほうで補助する制度というものはある。ただ、要件があって、例えば特定空き家に認定した物件に限られるとかそういったものが条件つけられているので、その辺の制度はこれから検討してまいりたいと思う。

第4款 衛生費

(質 疑)

鈴木 好彦 この財源更正は、環境衛生基金で予定したものを地方債に変えたという流れだと思
うのだけれども、令和3年度の年度末で12億2,000万円ほどの残高だった。今現在、
期中だからいろいろ動くのでなかなか捉えにくいとは思っているのだけれども、これ戻る
ことによってその残高というのはどのくらいになるか把握されているだろうか。

環境 課長 申し訳ない。今ちょっとその数字を把握していなかったもので、後ほど報告させてい
ただければと思う。

日程第6

議第114号 令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分
科会所管分についての税務課、市民課及び環境課所管分を議題とし、担当課長（税務
課長 大滝慈光君、市民課長 坂垣敏幸君、環境課長 瀬賀 豪君）から歳入の説明
を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出について
の説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第1款 市税

(説 明)

税務 課長 決算書の11、12Pをお願いいたす。歳入第1款市税だ。令和3年度市税全体での収
入済額は、一番上段だ。63億5,152万1,236円となって、対前年度比で1億4,104万
5,797円の減となった。パーセントにして2.17%の減ということになった。税目別に
説明を申し上げる。第1項の市民税だ。個人、法人合わせて24億3,722万5,930円と
なった。対前年度比では7,114万1,739円の減となった。これは、新型コロナウイルス
感染症の影響によって、各企業、営業日、時短のあおりを受けて、給与所得者の
所得割及び法人の法人税割が落ち込んだことによる減である。続いて、第2項の固
定資産税だ。収入済額32億5,118万2,140円となり、対前年度比で1億127万6,885円
の減となった。約1億円減となったわけだけれども、これは令和3年度に限って新
型コロナの影響を受けた中小事業者に対する課税標準の特例、要は減額だ。家屋、
償却資産にそのような特例措置があって、それが約1億4,000万円の減、あともう
一点は令和3年度評価替えがあったので、土地の下落修正による評価額の減額補正と
いうことで1,300万円の減、これが固定資産の減の要因、しかしながら一方では昨年
9月に補正予算議決いただいた相続登記未了の資産に係る納税義務者誤りの、その
件についてであるが、遡って課税をした分が約6,300万円の増ということで、差引き
約1億円の減となった。続いて、第3項の軽自動車税について、収入済額が2億
3,309万6,193円となった。対前年度比で545万3,890円の増となっている。課税の台
数はやや減少しているが、旧税率の車種よりも新しい税率の高い税率の車種が出回
っているということで、その分の約500万円の増ということである。第4項の市たば
こ税だ。収入済額3億9,801万3,058円となった。対前年度比で2,080万9,070円の増
となる。令和3年10月からの増税によるものである。続いて、第5項の入湯税だ。
入湯税の収入済額は3,199万4,350円となり、対前年度比で549万7,050円の増とな
った。これは、入湯客数、令和2年度は非常にコロナの影響で落ち込んだけれども、
令和2年度の22万人から令和3年度の入湯客数が日帰り、宿泊合わせて27万2,000人
ということで、やや回復だ。ちなみに、コロナ前の令和元年度の入湯客数は41万人、

そこにはまだまだ数字は及んでいないが、徐々に回復をしているという表れである。第6項の都市計画税だ。平成23年度に既に廃止をしているが、滞納繰越分の収入が9,565円あったということになる。続いて、不納欠損についてご説明を申し上げる。全体額で一番上段だ。3,563万5,627円となって、対前年度比で1,511万3,643円の減となった。不納欠損については、地方税法で定める滞納処分の執行停止及び時効による消滅などによるものである。その隣の収入未済額については、1億2,223万3,673円となり、対前年度比では3,139万8,503円の減となっている。資料の説明は以上だが、決算書には書いていないが、一応参考までに数字をご説明申し上げます。徴収率だ。市税全体の徴収率は、現年課税分で99.38%、対前年度比でプラス0.35%となった。また、現年課税分と滞納繰越分を合わせると97.57%となり、対前年度比でプラス0.6%となった。1款の説明は以上だ。

第12款 交通安全対策特別交付金

(説明)

市民 課長 17P、18Pをお開きください。12款1項1目1節交通安全対策特別交付金、こちらは道路交通安全施設の設置管理に要する経費に充当される交付金であって、例年どおりの経費である。以上だ。

第13款 分担金及び負担金

(説明)

市民 課長 同じく13款2項1目1節戸籍住民基本台帳費負担金、1の旅券交付事務負担金は関川村民のパスポート交付に係る関川村からの負担金。次の戸籍電子情報処理事務負担金は、戸籍システムを共同利用している栗島浦村からの負担金、これも例年どおりの経費である。以上だ。

環境 課長 それでは、19P、20Pになる。3目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金の備考欄1、火葬場運営費負担金175万1,000円だが、これは荒川火葬場普照園の運営に係る関川村からの負担金である。その下段になるが、2節清掃費負担金の備考欄1、ごみ処理場運営費負担金4,448万9,000円と備考欄2、し尿処理場運営費負担金2,174万9,000円はごみ処理場及びし尿処理場の運営に係る関川村からの負担金である。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

市民 課長 同じく14款1項1目1節総務管理使用料、3、行政財産使用料は、岩船、瀬波コミュニティセンター等の敷地内の電柱の使用料である。4、地域コミュニティセンター使用料については、岩船、瀬波、上海府のコミュニティセンターの使用料、5、行政財産使用料については、平林駅東口駐車場、中川原住宅の敷地の電柱等の使用料である。6、駐車場使用料は、坂町駅前市営有料駐車場の使用料である。以上だ。

環境 課長 3目衛生使用料、1節衛生使用料の備考欄1、行政財産使用料7万1,431円は、市営墓地や荒川火葬場などの管理敷地内に建てられている東北電力柱及びN T T通信柱、ごみ処理場内に設置されている自動販売機設置等に係る行政財産使用料である。

市民 課長 それでは、23P、24Pお開きください。14款2項1目1節総務管理手数料の1、地縁団体認可証明手数料は、地縁団体の認可証明、印鑑証明発行に伴う手数料。2、放置自転車等返還手数料は撤去した放置自転車を返還する際に納めていただく手数

- 料、例年どおりのものである。以上だ。
- 税務 課長 14款 2項 1目 第2節 徴税手数料だ。収入済額が380万6,000円だ。詳細は備考欄 1 から 3 のとおりである。
- 市民 課長 次の14款 2項 1目 3節 戸籍住民基本台帳手数料 1 から 6 までについては窓口において交付している戸籍、住民票、印鑑証明、臨時運行許可、身分証明、個人番号カード発行の手数料である。以上だ。
- 環境 課長 続いて、3目 衛生手数料、1節 衛生手数料の備考欄 1、畜犬登録等手数料は、42万3,000円、新規登録犬の141件分の鑑札交付手数料である。備考欄 2、狂犬病予防注射済票交付手数料111万3,750円は、2,025頭分の手数料である。備考欄 3、鑑札再交付手数料 1万1,300円は、鑑札の再交付 6頭分と注射済票の再交付 5頭分である。続いて、2節 清掃手数料だが、調定額 1億9,673万2,250円に対し、収入済額 1億9,615万6,100円、不納欠損額 2万5,650円、収入未済額55万500円である。不納欠損額 2万5,650円の内訳は、し尿処理手数料で 9件分である。収入未済額55万500円の内訳は、し尿処理手数料現年分が33万5,250円、し尿処理手数料滞納繰越分が21万5,250円となっている。備考欄 1、一般廃棄物処理等許可手数料10万円は、一般廃棄物の収集運搬業及び処分業に係る更新手続の手数料である。備考欄の 3、ごみ処理手数料 7,284万700円は、ごみ指定袋及びごみ処理券の販売代金である。備考欄の 4、ごみ処理手数料滞納繰越分 7万2,500円は 4業者分であるが、令和 2年度分の手数料が令和 3年度に納入されたものである。備考欄の 5、し尿処理手数料2,606万7,900円は、し尿くみ取り 1万828件分の処理手数料である。備考欄の 6、し尿処理手数料滞納繰越分29万5,500円は106件分である。備考欄の 7、廃棄物処理手数料8,710万4,500円は、ごみ処理場に持ち込まれた廃棄物、家電リサイクル品、下水道汚泥などの処理手数料である。備考欄 8、浄化槽汚泥等処理手数料966万円は、し尿処理場へ持ち込まれた浄化槽汚泥、1,736万190リットルの処理手数料である。

第15款 国庫支出金

(説明)

- 市民 課長 それでは、15款 2項 1目 1節 総務管理費補助金の 4、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらマイナンバーカードシステムの構築に係る補助金である。5、個人番号カード交付事業費補助金、これはマイナンバーカード交付事務を交付の業務について地方公共団体情報システム機構というところに委任をしていて、そちらに対して行った業務に対して国のほうから交付される補助金である。6、同じく個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカード交付事務に係る国からの補助金である。以上だ。それでは、15款 3項 1目 1節 総務管理費委託金の 1、自衛官募集事務委託金は、自衛隊募集事務に係る委託金。それから、同じく15款 3項 1目 2節の戸籍住民基本台帳費委託金、民生費委託金であるが、これは 1、中長期在留者住居地届出等事務委託費は、外国人の居住地の事務処理に係る委託金である。続いて、同じく15款 3項 2目 1節 社会福祉費委託金、1、国民年金事務費交付金は、国民年金事務に係る委託金、2の年金生活者支援給付金支給業務取扱交付金は年金生活者の支援給付金支給に係る委託金である。

第16款 県支出金

(説明)

税務 課長 37、38 Pをお願いいたす。16款3項1目の第1節徴税費委託金の備考欄1、個人県民税賦課徴収取扱事務委託金9,011万2,465円については、市が徴収している市県民税のうちの県民税の徴収分に係る県からの委託金である。以上だ。

市民 課長 今33 P、34 Pが抜けたので、先に・・・

長谷川分科会長 抜けたか。失礼した。

市民 課長 県支出金。

長谷川分科会長 はい、どうぞ。

市民 課長 よろしいですか。では、33 P、34 P、16款2項1目1節総務管理費補助金、3の地域少子化対策重点推進交付金、こちらは結婚新生活支援事業の実施に係る補助金である。4の消費者行政推進事業等補助金は、消費者行政の事業推進に係る補助金である。続いて、37 P、38 Pお聞きください。16款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金、1、人口移動調査交付金は人口移動調査に要する交付金である。2の人口動態調査費事務委託金は、人口動態調査に関する委託金である。39、40 P、16款3項2目1節社会福祉費委託金の1、人権啓発活動地方委託事業委託金は、人権啓発活動の事業の実施に要した委託金である。

第21款 諸収入

(説明)

税務 課長 43、44 Pをお願いいたす。21款1項1目第1節延滞金だ。これは文字どおり市税の延滞金だ。収入済額が767万543円となる。税目ごとの内訳は、備考欄1から4のとおりである。以上だ。21款6項2目第1節弁償金だ。収入済額は、備考欄の900円であるが、これは原付バイクまたは小型特殊自動車のナンバープレート紛失に係る弁償金であり、1件当たり300円掛ける3件分である。

市民 課長 21款6項6目1節総務雑入のうち、38、各種団体電気使用量は、瀬波コミュニティセンター内に事務所を設置している若者サポートステーションに係る電気料である。39、自動販売機設置電気料は、瀬波コミュニティセンターに設置している自動販売機の電気料、41、コミュニティ助成自治総合センター交付金は、令和3年度に採択となった4件、佐々木区、宿田区、北中区、緑町2丁目自主防災会分の自治総合センターからの交付金である。42、コピー等使用料は、岩船、瀬波、上海府、山辺里のコミュニティセンターのコピー代。43、私用電話使用料は、コミュニティセンターの私用電話料である。次に、44、登録手数料等補助返還金は、有害鳥獣駆除をミッションとする地域おこし協力隊員の活動経費として支出をいたした狩猟者登録手数料とハンター保険料について、市の有害鳥獣捕獲担い手確保補助金からその経費が補填されていたので、その部分の返還金である。46、交通災害共済事務取扱交付金は、交通災害共済事務取扱いに係る交付金である。以上だ。

税務 課長 備考欄45、精通者意見価格調査料である。4万2,800円だが、これは固定資産税の関係なのだが、村上市が意見の精通者となって、相続税及び贈与税の課税の基準となる土地の価格を国からの依頼で算定した際に報酬ということで振り込まれる調査料である。以上だ。

環境 課長 それでは、同じページの下段になる。3節衛生雑入の備考欄1、資源ごみ等売却収入364万3,843円は、資源ごみとして収集したペットボトル、アルミ、紙類等の売却による収入である。備考欄2、ごみカレンダー広告掲載料33万6,000円は、各地区ごとに作成したごみカレンダーへの広告掲載料である。備考欄3、賽銭6万7,522円は、

毎年8月16日に村上地区で実施しているお盆時期の供養供物収集場でのさい銭収入である。次のページになる。備考欄の4、ごみ処理場有価物売却収入368万8,872円は、ごみ処理場に搬入された鉄くず等の売却収入である。

歳入

第1款 市税

(質 疑)

木村 貞雄 令和3年度の不納欠損額の不納欠損の話なのだけれども、前年度と比較すると非常に改善されたような金額になっているのだけれども、これ簡単に1年ずつ比較してもらったけれども、今はこれだけ改善されたとしても、今後の流れとしてはどんなものか。

税務 課長 令和2年度の決算のときに、これ業者名は出せないが、大きなところで倒産があったということで、令和3年度も大口が1件あった。個人の不納欠損の積み上げで約3,500万円のうち500万円ぐらいということで、それについては今後の見通しと言われても法に則して淡々とやっていただけなのだけれども、やはり納税が容易でない人あるいは生活に困窮されている方等のいろんな生活環境等も踏まえて、納税相談をしっかりと行った上で、法に則して単純な不納欠損あるいは執行停止をかけた上での欠損ということでもしっかりとこれまでどおりやっていくということで、数字に関する見込みということについては特に申し上げることはない。

菅井 晋一 税金のことよく分からないので教えてください。入湯税についてなのだけれども、前年比549万円プラスになったと。これは22万人から27万人に増えたということなのだが、徴収率が下がっているのだ。前年が94.2%から89.6%に下がっているのだけれども、その理由って何かあるか。

(「入湯税」と呼ぶ者あり)

菅井 晋一 はい。

税務 課長 多分だと、多分なんてあれだけれども、徴収猶予をしている分がある。その分でまだ市のほうに入ってきていない1社ある。ちょっとここでは個人情報申し上げられないけれども、その分で減になっているものである。

菅井 晋一 仕組みがよく分からないのだけれども、風呂入るときには必ず個人は払っているわけだけれども、そうするとそれは払った、納めた旅館とかその人たちが払わないという、そういうことなのか。

税務 課長 おっしゃるとおりだ。

第12款 交通安全対策特別交付金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。

(午前10時53分)

分科会長(長谷川 孝君) 再開を宣する。

(午前11時05分)

長谷川分科会長 環境課長から発言を求められているので、それを許す。

環境 課長 すみません。いましばらくお待ちいただけるか、申し訳ない。大変失礼いたしました。先ほど鈴木好彦委員からご質問をいただいていた環境衛生基金の残額だけれども、9億8,584万9,000円である。

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、69、70Pをお開きください。2款1項9目、1、交通安全対策一般経費については交通安全指導員32人、交通安全専門指導員1人に係る人件費と交通安全啓発活動に係る経費である。2、交通安全対策施設管理経費は、交通安全用のカーブミラーの購入及び新設、建て替え、撤去に係る工事費の経費である。3、交通安全対策費職員人件費は、交通安全対策業務を担当する職員の人件費だ。71、72Pをお開きください。2款1項10目、1、消費者行政経費は、消費生活相談員2人の人件費及び相談業務に係る事務費等の経費だ。2款1項11目防犯対策経費については、防犯灯の新設、更新、撤去に係る工事費及び灯具のLED化に伴う修繕料、それから防犯灯設置費補助金に係る経費である。2、空き家等管理不全防止対策経費については、管理不全空き家の緊急代行措置に係る経費である。塩野町地内の空き家の緊急代行措置として実施したものである。73、74Pお開きください。2款1項13目地域活性化推進費、1、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費について、コロナ禍における村上市出身学生を支援するむらかみ学生応援便に係る経費ということで3回実施をいたして、1,806件分である。次、U・Iターン促進支援金は、同じくコロナ禍における移住促進と交流人口拡大を目的とした移住者支援金交付金事業であ

って、21件の実績である。2、交流・定住促進事業経費は、移住定住促進事業に係る経費ということで、空き家バンクの移住応援補助金に係る経費であって、実績は6件だ。3、結婚新生活支援事業経費については、定住促進を目的とした新婚カップルへの支援事業に係る経費であって、こちらは実績6件だ。4、協働のまちづくり推進事業経費については、集落支援員の人件費、活動費、それから地域まちづくり措置に対する交付金に係る経費である。それから、5、集会施設整備事業経費は、集会施設の整備事業補助金で、19件の実績である。6、地域コミュニティセンター施設管理経費は、岩船、瀬波、上海府、3コミュニティセンターの施設運営に係る経費である。次、75、76Pお聞きください。7、地域おこし推進事業経費は、地域おこし協力隊員の人件費4人分及び活動に係る経費である。

税務 課長

77、78Pをお願いいたす。2款2項1目税務総務費の備考欄2である。税務総務費経費について、歳出総額が1,288万5,862円、これは会計年度職員に係る人件費、公用車リース料、負担金、会費などで、昨年とほぼ同様である。その下の備考欄3である。税務総務費職員人件費である。これは、本庁、支所合わせて30人分の税務担当者の人件費である。その下である。2項徴税费、2目賦課徴収費、備考欄1、賦課徴収経費である。これについては、これは説明を入れる。総額が1億3,751万4,369円ということだが、対前年度比で7,073万5,079円の増となっている。これについては、この備考欄のポチ、下3つである。過誤納還付金、還付加算金、過誤納金補てん金ということで、先ほど申し上げた令和3年9月定例会の補正予算で議決いただいた相続登記未了の資産に係る納税義務者誤りの更正に係る経費ということで、その分約7,000万円の増となっている。以上だ。

市民 課長

79、80Pお聞きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳経費は、市民年金室の会計年度任用職員2人分の人件費、それから歳出で申し上げたマイナンバーカード交付に係る経費ということで、マイナンバーカード用のプリンター購入、それから交付業務に係る委託先への負担金に係る経費である。2、パスポート事務経費については、パスポート交付事務に係る経費、3、戸籍住民基本台帳費職員人件費は、市民年金室職員19人分に係る人件費である。以上だ。

第3款 民生費

(説明)

市民 課長

それでは、89P、90Pお聞きください。3款1項1目社会福祉総務費、23の人権・同和対策費は、人権関係の啓発活動に係る経費であって、例年どおりの経費である。95、96P、3款1項5目国民年金事務費、1、国民年金事務経費は、国民年金の事務に係る人件費相当分である。国民年金業務に係る経費である。2の国民年金事務費職員人件費は、市民年金室の国民年金担当職員1人分に係る人件費である。以上だ。

第4款 衛生費

(説明)

環境 課長

それでは、115P、116Pを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費だが、事業ごとに備考欄のうち主なものをご説明させていただく。備考欄1、環境衛生総務費一般経費であるが、11行目の施設維持保全業務委託料は市営墓地の草刈り業務等の委託料である。その次、12行目の伐採業務委託料は、松くい虫の被

害木等の伐採委託料である。13行目、墓地無縁墳墓改葬業務委託料は、羽黒町墓地の無縁墳墓の改装を毎年計画的に実施しているものである。備考欄2、排水路清掃等経費の主な経費については、2行目、廃棄物収集・運搬手数料だが、これは町内の側溝清掃における側溝や排水路からの土砂運搬手数料である。運搬先は、下渡地内の旧し尿処理場と金屋地内の土砂等仮置場の2か所となっている。3行目、施設維持保全業務委託料だが、これは下渡地内と金屋地内の仮置場から新潟市内の最終処分場までの土砂搬出業務と所管する排水路の清掃業務などに係る委託料である。備考欄の3、畜犬登録等経費であるが、登録や狂犬病の予防接種に要した費用である。主なものとしては、3行目、通信運搬費、これは予防接種などの案内通知に要した郵便料等である。続いて、備考欄4、新エネルギー推進事業経費、3行目の住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、申請のあった10件分の補助金だ。また、4行目の木質バイオマスストーブ設置費補助金は、申請のあった8件分の補助金である。備考欄5、個別浄化槽経費の2行目、合併処理浄化槽維持管理費助成金は、298件分の維持管理助成金と19件分のプロアアの交換助成金の合計額である。備考欄6、環境衛生費職員人件費については、職員9人分の人件費である。次のページになる。火葬場運営費である。備考欄1、火葬場運営経費の1行目、指定管理料は荒川火葬場、村上火葬場、山北火葬場の3施設分の指定管理料である。2行目の借地料は、村上火葬場用地と山北火葬場用地の借地料である。3行目、工事請負費については、村上火葬場の火葬炉補修、荒川火葬場の同じく火葬炉補修、山北火葬場についても火葬炉補修等の工事費である。続いて、中段になるが、6目の公害対策費だ。備考欄1、公害対策一般経費の主なものとしたしては、3行目、自動車騒音常時監視業務委託料であるが、騒音規制法に基づく調査となる。令和3年度は、一般国道113号の長政地内、一般県道坂町停車場金屋線の坂町地内、一般県道坂町停車場線の藤沢地内の3か所で実施している。4行目、水質検査委託料は、水質汚濁の防止を図るため、公共用水域34か所、地下水29か所等の水質検査などに係る委託料である。5行目、臭気測定検査委託料は、朝日地区8か所、村上地区2か所、神林地区4か所、荒川地区2か所の畜産施設周辺で年間2回ずつ実施している臭気測定の検査委託料である。続いて、下段になる。2項清掃費、1目清掃総務費である。備考欄の1、不法投棄対策経費だが、1行目、消耗品費についてはポイ捨て禁止の啓発看板等の購入費である。次のページになる。備考欄2、清掃総務一般経費については、各種協議会等への負担金が主な支出である。備考欄の3、清掃総務費職員人件費については職員6人分の人件費である。続いて、2目塵芥処理費である。備考欄の1、ごみ清掃対策経費の主なものとしては、1行目、消耗品費だが、これはごみ指定袋の購入費等である。昨年度は、ごみ袋の大を110万枚、中も同じく110万枚、小を23万枚作成している。3行目、印刷製本費は、ごみカレンダー等の印刷費である。5行目、ごみ袋等取扱手数料は、ごみ指定袋取扱店、現在231店あるが、取扱店に対しごみ袋販売代金の15%を取扱手数料として支出しているものである。7行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集に係る管内7業者への委託料である。8行目、ごみ指定袋等配達・保管業務委託料は、ごみ指定袋の配達、保管業務の委託料である。9行目、リサイクル処理委託料は、ガラス瓶、プラスチック製容器包装、古着や古布等の資源ごみのリサイクル処理に係る経費である。10行目、各種計画策定業務等委託料は、一般廃棄物処理基本計画策定に係るコンサルタントへの委託料である。備考欄の2、ごみ処理場運営経費だが、

4行目のごみ・危険物等収集処理委託料は、廃乾電池などの運搬処分経費とテレビ、冷蔵庫、洗濯機などのリサイクル廃家電の運搬処分が主なものである。6行目、ごみ処理場運營業務委託料は、ごみ処理場の運営を委託している村上環境テクノロジー株式会社への委託料である。7行目、運営モニタリング業務委託料は、ごみ処理場の運営が適正に行われているかを四半期ごとに監視する業務委託料である。1つ飛んで9行目、固化灰運搬埋立業務委託料については、焼却灰の飛灰を固化したものを荒沢最終処分場に運搬し、埋設する業務の委託料である。10行目、焼却灰資源化業務委託料は、焼却灰の主灰を埼玉県や糸魚川市の再生処理事業者に資源化業務を委託しているものである。れんがや点字ブロック、セメントの原料として再利用されるものである。11行目、焼却灰最終処分業務委託料は、本市が保有する最終処分場の延命化と環境への負荷低減のため、焼却灰の主灰の処分を山形県村山市の最終処分場に委託しているものである。12行目、水質検査委託料は、檜原地内の井戸の水質検査とダイオキシン類の検査を8か所で年1回ずつ実施しているものだ。13行目の工事請負費は、昨年12月に落雷により破損したごみ処理場の屋外引込み用開閉機の修繕工事費である。14行目、公害健康被害汚染負荷量賦課金については、公害健康被害の補償等に関する法律により、汚染負荷量賦課金の申告及び納付義務が課せられているものである。続いて、備考欄3、最終処分場運営経費の2行目、消耗品費だが、水処理に要する炭酸ソーダ、硫酸バンド等の薬剤購入が主なものである。4行目、光熱水費は、荒沢最終処分場の電気代となる。5行目、修繕料は、荒沢最終処分場のポンプ、モーター等の施設修繕及び車両の修理代である。少し飛んで9行目、廃棄物収集・運搬手数料は、荒沢最終処分場から排出される脱水汚泥の運搬と板屋越埋立地からの排水運搬に係る委託料である。12行目、設備保守点検業務委託料は、消防設備、自家用電気工作物、調整槽、浄化槽などの保守点検業務の委託料だ。1つ飛んで14行目の施設管理業務委託料は、荒沢最終処分場の水処理施設の維持管理及び各種機器の運營業務等に係る委託料である。15行目の水質検査委託料は、荒沢最終処分場と板屋越埋立地の放流水や地下水の水質検査に係る委託料である。次のページの2行目、工事請負費の内訳は、荒沢最終処分場の精密ろ過膜装置排水槽モジュール交換工事が528万円、遮水シート撤去復旧工事一式が62万7,000円、北大平取水設備の土砂撤去工事297万円となっている。続いて、備考欄4、荒川郷施設維持管理経費の2行目、光熱水費は荒川郷最終処分場に係る電気料である。5行目、施設管理業務委託料は、水処理施設の運転管理、施設の点検、調整、水質確認業務等に係る委託料となっている。続いて、備考欄5、旧ごみ処理場解体事業経費だ。1行目、測量設計等委託料は、旧ごみ処理場敷地内の焼却残渣撤去及び荒川郷最終処分場閉鎖工事に係る実施設計業務の委託料である。続いて、3目し尿処理費だ。備考欄1、し尿収集経費の主なものとしたしては6行目、し尿収集委託料だが、これは管内4者のし尿収集業者に対する委託料である。備考欄2、し尿処理施設管理運営経費だ。3行目、設備保守点検業務委託料は、浄化槽、貯蔵槽の清掃及びし尿浄化槽汚泥の受入槽清掃に係る委託料である。4行目、ごみ・危険物等収集処理委託料は、受入槽清掃に伴う残渣、貯留槽清掃汚泥の運搬処分に係る委託料である。5行目、指定管理料は、村上環境公社有限責任事業組合への指定管理料である。7行目、工事請負費は、し尿処理場の施設点検及び整備工事に要したものである。以上だ。

第8款 土木費

(説明)

環境 課長 それでは、157P、158Pを御覧ください。8款土木費、6項都市計画費、3目公園費だ。当課の所管分は、備考欄1、都市公園維持管理経費である。内容といたしては、主に村上地域内の公園など31か所と公衆トイレ4か所の維持管理経費だ。3行目の光熱水費は、公園のトイレ等の電気料及び上下水道料だ。6行目の施設維持保全業務委託料は、公園の清掃及び除草作業等に係る委託経費である。以上である。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

富樫 雅男 2款、74Pの結婚新生活支援補助金というのが6件ということなのだけれども、これは1人30万円だったか、20万円だったか。

市民 課長 結婚新生活支援事業の補助金の関係であるが、こちらのほうについては結婚された方で夫婦共に39歳以下かつ世帯の所得が400万円未満の方について引越越し費用、住宅の賃貸費用、住宅の購入費等を補助するものであって、令和3年度は今ほど6件ということで申し上げたが、こちらのほう先ほど申し上げた金額、かかった経費によるので、上限額が30万円ということになっているので、満額30万円補助金交付している方いらっしゃる。少ない方で4万5,000円、多い方だと20万円ぐらいの補助金というようなことで、合計でこの金額ということになっている。

富樫 雅男 これは、婚姻届を出した時点でこういう制度があるよというアナウンスはされているのか。

市民 課長 ホームページ等でもご紹介しているし、今ほどのご質問は婚姻届を出されたときに周知をしているかと、こういうようなご質問というふうなことになるだろうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

市民 課長 ちょっと婚姻届の際にそちらのほうのチラシなりをお渡ししているというところまではしていないというふうに認識している。

富樫 雅男 やはり私も2人くらいからそういう制度を知らなかったと、ただ所得制限で駄目な方だったのだけれども、聞いてみると。ただ、そういうお知らせは婚姻届出された時点でぜひやっていただければと思う。

市民 課長 窓口等に設置もしくはあと届出された方に受付の際に周知できるような体制について努めてまいりたいと思う。

菅井 晋一 その上の空き家バンク移住応援補助金6件だったか、これってどの辺から来ているものだろうか。

市民 課長 どちらから移住されたかというようなことだろうか。すみません、令和3年度だけの詳細の今資料持ち合わせていないのだが、これまでの実績で申し上げますと、令和4年3月までの実績で移住者が累計で50世帯あった。その内訳とすると、県内が18世帯、東北地方から5世帯、関東から21世帯、中部地方から4世帯、近畿地方1世帯、九州地方から1世帯というような形になっている。令和3年度の実績としてはちょっと今整理していない。これまでの累計としてはそのような実績になっている。

菅井 晋一 50ということだ。いいなと思う。すばらしいなと思う。これは、そうすればあくまでも市の空き家バンクで移住してきた人だけか。そのほかにも移住してきた方ってあるのかなと思うのだけれども、それらに支援というか、そういう方法はないのだ

ろうか。考えているか。

市民 課長

今ほどの空き家バンクを利用した方に対してやっているものであるし、そのほかについては先ほど歳入のところでもご説明をいたしましたが、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費の関係の事業として、U・Iターン促進支援金というようなことで事業を実施している。こちらについては、県外から村上市に移住して2年以上継続して居住する意思のある方ということで、移住後就業、要は働くというようなことを条件としているし、申請時点で50歳以下であることというような要件をつけているが、そちらの方については単身での定住については15万円、2人以上の世帯だと25万円を支援するということであるし、もう一つ、人材確保型ということで、看護職、保育職で定住されるといった方については単身で35万円、2人以上の世帯だと45万円を支援するというような制度でやっていて、先ほど申し上げたが、令和3年度の実績で21件、人数として35人の方がこの制度で移住定住している。

第3款 民生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質 疑)

鈴木 好彦

122P ちょっと開いてください。2目の備考欄5の旧ごみ処理場解体事業経費で、これ昨年設計見積もりして、今年度事業に移っていると思うのだけれども、今年度の事業をやっている中で、さきの豪雨災害でこの施設、移動した残渣が流出したとか、あるいはこの埋立地に土砂が流入したというようなことはなかったのだろうか。

環境 課長

8月3日からの豪雨によって、一時的に水が少し上がったという経緯はあるけれども、それによって土砂とかが流入したとか、あるいは流木とかが流れ込んだというようなことはなかった。

鈴木 好彦

それでは、この豪雨災害による事業の見直しあるいは予算の上乗せという事例は今後発生しないという解釈でよろしいか。

環境 課長

この豪雨災害による事業費の変更等は今のところない予定である。しかしながら、現在災害復旧工事等に絡んで建設業者の皆さんが災害復旧のほうを優先して行っている関係で、ともすれば工期の延長ということは今後出てくる可能性はある。

菅井 晋一

118P、火葬場の運営についてお尋ねする。前々から老朽化してきているというようなことで、建て替えの計画なんかもあったかと思うのだが、それって進んでいるのか、その辺お伺いする。

環境 課長

現在、公共施設マネジメントプログラムの中で、この火葬場についても現在今後の方針等を検討しているところである。

菅井 晋一

検討というのは、検討ですか。もう少し具体的な検討内容を教えてください。

副 市 長

庁内検討委員会の委員長を仰せつかっているのですが、私のほうからかいつまんで、中身の詳細まではまだまだ詰め切れていないので、概略で申し上げたいと思う。まず、今後の人口動態を見据えた上で、市内に箇所数として何か所が適正なのかというような観点からまず1つ検討しているということであるし、その際交通の利便性等も大事な視点かというふうに思う。それから、今運営されている3か所の今後の老朽度合いというのももちろん関係してくるわけであるけれども、そういった今後につ

いて支障のないように修繕をしながらということになるけれども、先ほど申し上げた箇所数とその位置というのが一番大きな検討課題というふうに認識をしている。今その点についていろいろ情報を集めながら、しかるべき時にマネジメントプログラムに基づいてお示しができればというふうな、そういう状況である。以上だ。

菅井 晋一 ぜひ前向きに進めていただきたいと思う。やっぱりトラブルも何回かあったみたいだし、老朽化がかなり進んでいるのは皆さんよくご承知だと思うので、積極的にお願いしたいと思う。

副 市 長 言うまでもなく、これなくてはならない施設であるので、慎重の上にも確実に進められるように検討を進めていきたいと思う。よろしく願います。

第8款 土木費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(長谷川 孝君) 散会を宣する。

(午前11時41分)